

事務連絡  
平成20年12月22日

都道府県 障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長補佐  
(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ & A (3)について

平素より障害者福祉施策の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。

第2期障害福祉計画に関して平成20年11月11日付け事務連絡発出以降に各都道府県よりご照会いただきました事項につきまして、別添のとおりQ & A (3)として整理いたしましたのでお送りいたします。

また、管内市町村に対し情報提供方よろしくお願ひいたします。

(照会先)  
障害保健福祉部企画課  
障害計画係 高相、水村、新坂  
TEL(代)03-5253-1111 (内)3009, 3021  
FAX 03-3502-0892  
E-mail : [shougaikeikaku@mhlw.go.jp](mailto:shougaikeikaku@mhlw.go.jp)

## 第2期障害福祉計画の作成に係るQ & A（3）

質問内容		回答
1	<p>提示されている基本指針（案）の別表第三の「療養介護」において、第1期計画の指針においては、「現時点の重症心身障害児施設（委託病床を含む。）・・・」という記述がなくなっているが、2期目のサービス量を見込む際にどのように考えればよいのか。</p>	<p>基本指針（案）第二の二の1の（1）において、サービス量の見込み方については、「その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。」とされている。よって、第二期計画においては、別表第三に示されている「現に利用している者の数、障害者のニーズ等」のほか、重症心身障害児施設からの移行分も踏まえて見込むことが必要となる。</p>
2	<p>第2期障害福祉計画における福祉施設利用者の一般就労への移行に関する数値目標値の設定の考え方（福祉施設の範囲）は、どのように考えればよいか。 ※当県では、平成23年度における一般就労への移行目標値の設定に当たり、直近の実績も参考として検討しているが、参考とすべき福祉施設の範囲はどのように考えるべきか。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本指針（案）においては、「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第1期計画時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。」としているが、ここでいう、「福祉施設」とは、平成18年5月11日開催の担当者会議資料において、現在（第1期計画時点）の福祉施設とは「（身体）更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設（知的）更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設（精神）生活訓練施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設」を指すものとしている。</li> <li>・第2期計画においては、基本指針（案）において第一期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとしているところであり、このため、スタート時点の数値（一般就労への移行実績）については、第1期計画と同様の考え方で設定し、平成23年度の目標値についても、指針案のとおり当該数値の4倍以上となるよう設定することが望ましい。</li> </ul> <p>②</p> <p>また、各自治体において、第2期計画の平成23年度の目標値の設定をする際に、これまでの実績を参考として設定する際には、上記で示した旧体系の施設のほか、新体系での移行先と考えられる就労移行支援事業等の日中活動系サービス（療養介護、短期入所、児童デイを除く）の利用者の一般就労への移行実績を参考とすることが考えられる。</p>
3	<p>24年3月末日に指定し、24年4月1日から新体系へ移行する施設は、23年度のサービス見込量は旧体系サービスとして計上することですか。（3月末日に指定をしても、事業開始日は4月1日であるため、新体系サービスとしては、24年度から計上することですか）</p>	お見込みのとおり計上されたい。

### 第2期障害福祉計画の作成に係るQ & A (3)

	質問内容	回答
4	<p>障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量について、今回新たに加わった人材養成に係る「奉仕員養成研修事業」にはどの様なものが含まれるのか。</p> <p>また、個別の養成事業ごとに見込量を定めてもかまわないか。見込量は、修了見込み者数(登録見込み者数)となっているが、奉仕員などで必ずしも修了者が登録者とならない場合はどうすべきか。</p>	<p>今回追加した「奉仕員養成研修事業」及び「手話通訳者養成研修事業」は、コミュニケーション支援事業に関連する人材養成について、地域生活支援事業実施要綱の事業名で例示したもの。</p> <p>市町村及び都道府県における「奉仕員養成研修事業」には、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修が含まれる。</p> <p>市町村及び都道府県障害福祉計画における人材養成の見込量についてそれぞれの養成事業ごとに定めることは、地域住民等へわかりやすく計画内容等を示すとの観点から望ましい。</p> <p>なお、特に派遣事業の未実施市町村が多い要約筆記等に係る人材養成については、都道府県を中心に市町村と調整、協力して計画的に推進願いたい。</p> <p>また、都道府県の「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」についても、盲ろう者のコミュニケーションを支援する重要な事業であることから、同様に見込量を定め計画的に推進願いたい。</p> <p>見込量については、コミュニケーション支援事業の人材確保の観点から、「修了見込み者数(登録見込み者数)」としている。奉仕員養成研修をボランティアの担い手確保のため実施し、コミュニケーション支援事業の人材として登録を行わない場合などについては、修了見込み者数を基本に定めていただきたい。</p>